



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

自主規制規則の見直しに関する 検討計画について

2025年7月15日
日本証券業協会

1. 自主規制規則の定期見直しについて

- 本協会では、2011年度より毎年度、協会員等に対して自主規制規則等の見直しに関する意見・要望を募集し、寄せられた意見・要望の内容を整理・検討のうえ、必要に応じて、規則所管分科会等において審議を行い見直しを実施することとしている。
- 本年度においても、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」について以下のとおり募集を行い、2件の提案が寄せられた。

募集対象

協会員及び幅広い関係者等

募集内容

本協会の自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則及び関連するガイドライン等の見直しに関する提案

募集期間

2025年4月16日(水)から5月15日(木)まで
(協会員通知及び協会ホームページにて募集周知)

2. 自主規制規則の定期見直しの検討計画について

- 寄せられた提案の内容及び検討計画は、以下のとおりである。

提案事項

「国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止」の廃止

提案の具体的内容

- ・「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」第9条「新規公開以外の国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止」の廃止

提案理由

- ・2014年の企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）の改正により、募集又は売出しに係る投資者の需要の見込調査（プレ・ヒアリング）については有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないことが示されている一方で、「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」における国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止については据え置かれたままである。
- ・2014年に開催された引受けに関するワーキング・グループにおいても上記規定については廃止方向で議論がなされたと承知しているが最終的には改正がなされなかった。（当時は国内機関投資家へのヒアリングニーズが強くなかったことが改正に至らなかった背景の一つと推察する。）
- ・昨今の資本市場の案件においては国内機関投資家へのヒアリングニーズがある案件も存在するほか、海外機関投資家の中にも国内に拠点をもつ投資家など上記規則の適用有無の判断に迷う場面が存在する。
- ・斯様なニーズがある中、金商法においては禁止されていない国内機関投資家へのプレ・ヒアリングが協会規則によってのみ禁止されるのはアンバランスであり、廃止を要望する。

検討計画

「引受けに関するワーキング・グループ」において検討し、本年12月までに結論を得る予定

2. 自主規制規則の定期見直しの検討計画について

提案事項

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第8条（顧客からの確認書の徴求）の特例規定である第9条の対象範囲拡大

提案の具体的内容

- 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第9条の特例は、特別会員が登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第33条第2項第3号ハ及び同項第4号ロに掲げる行為をいう。以下同じ。）を行っている場合において、会員又は特別会員のいずれか一方の協会会員が確認書の徴求等を行ったときは、他の協会会員は確認書の徴求等を要しないこととするものであるが、特別会員が行う行為が登録金融機関金融商品仲介行為に該当しない場合であっても、当該特別会員が会員の委託を受けて当該会員のために仲介行為を行っているときは、本特例を適用可能とする。

提案理由

- 特別会員が会員の委託を受けて当該会員のために行う仲介行為と、登録金融機関金融商品仲介行為とは実態面において異なることがないことから、特別会員が会員の委託を受けて当該会員のために行う仲介行為について、特別会員が登録金融機関金融商品仲介行為を行っている場合と同様に本特例の適用を認めたとしても規制の趣旨に反するものではないのではないかと考えられるため。

検討計画

「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において検討し、本年12月までに結論を得る予定

※現行の規定では、例えば、会員が特別会員に対してセキュリティトークン（トークン化有価証券）の販売を委託する場合、その裏付け資産によって特例の適用可否が異なる。具体的には、会員が特別会員に対してセキュリティトークン社債（金商法第2条第1項第5号）の販売を委託する場合、特別会員の行為は登録金融機関金融商品仲介行為に該当するため（金商法第33条第2項第4号ロに掲げる行為に該当）本特例が適用されるが、不動産セキュリティトークン（受益証券発行信託の受益証券。金商法第2条第1項第14号）の販売を委託する場合は、特別会員の行為は登録金融機関金融商品仲介行為に該当しないため（金商法第33条第2項第1号に掲げる行為に該当）本特例は適用されない。

3. 今後のスケジュールについて

時期	検討手順・スケジュール
2025年	
4月16日～5月15日	「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集
6月	協会事務局において提案を整理・検討
7月	各分科会・自主規制会議において「検討計画」を報告、公表
～	所管WG等において検討
12月	各分科会・自主規制会議において「検討結果・状況」を報告、公表
2026年	
1月以降	必要に応じて所要の手続（規則改正に係るパブコメ募集等）

※検討状況により、上記スケジュールが変更となる場合あり。